

議案第71号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第12条第1項中「職員が」を「職員が要介護者（」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。）の介護をするため、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第12条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に対し、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第8条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの給料額を減額する。

第13条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第15条を次のように改める。

(教育職員に対する時間外勤務の特例)

第15条 給与条例第5条第5項に規定する教育職員（給与条例第13条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける者を除く。以下「教育職員」という。）に対し、第6条の規定により所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。この場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議（公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号ハに規定する職員会議をいう。）に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「府費負担教員」という。）又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪市条例第 号）による改正前の職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員（以下「改正前の市費負担教員」という。）であった者に

対して施行日前に与えられたこの条例による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第10条に規定する病気休暇に相当する休暇又は改正前の条例第15条の規定により定められた教育委員会規則の規定による病気休暇は、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の規定により与えられた病気休暇とみなす。

3 施行日の前日において府費負担教員又は改正前の市費負担教員であった者に対してこの条例の施行の際現に与えられている改正前の条例第11条の規定による特別休暇に相当する休暇がある場合における当該休暇又は改正前の条例第15条の規定により定められた教育委員会規則の規定による特別休暇がある場合における当該特別休暇は、改正後の条例第11条の規定により与えられた特別休暇とみなす。

4 改正前の条例第12条第1項の規定により介護休暇を与えられた職員であつて、施行日において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の条例第12条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

5 施行日の前日において府費負担教員又は改正前の市費負担教員であった者に対して施行日前に与えられた改正前の条例第12条第1項に規定する介護休暇に相当する休暇又は改正前の条例第15条の規定により定められた教育委員会規則の規定により与えられた介護休暇は、改正後の条例第12条第1項の規定により与えられた介護休暇とみなす。この場合において、改正後の条例第12条第1項中「3回」とあるのは「4回」と、「6月」とあるのは「180日」とする。

6 施行日の前日において府費負担教員又は改正前の市費負担教員であった者に対して施行日前に与えられた育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項の規定により読み替えて準用

する同条第29項の規定による勤務しないことができる時間に相当する休暇又は改正前の条例第15条の規定により定められた教育委員会規則の規定により与えられた介護時間は、改正後の条例第12条の2第1項の規定により与えられた介護時間とみなす。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

職員の休暇として介護時間を創設するとともに、介護休暇を取得することができる期間、教育委員会所管の学校の教員等の勤務時間等に関する特例等を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（抄）

(休暇の種類)

第8条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第12条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に対し、介護休暇を与えることができる。

- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する指定期間に連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 省 略

(介護時間)

第12条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に対し、介護時間を与えることができる。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、給与条例第8条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの給料額を減額する。

(休暇の承認)

第13条 年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇及び介護時間については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(教育委員会所管の学校の教員等の勤務時間等)

第15条 給与条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の勤務時間、休日、休暇等については、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、別に教育委員会規則で定める。

(教育職員に対する時間外勤務の特例)

第15条 給与条例第5条第5項に規定する教育職員（給与条例第13条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける者を除く。以下「教育職員」という。）に対し、第6条の規定により所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。この場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議（公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）第2号ハに規定する職員会議をいう。）に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務